

平成 25 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「訪問看護ステーションの多機能化に向けたモデル事業」
モデルとなる訪問看護ステーションの募集について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は当協会にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度、当協会では平成25年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「訪問看護ステーションの多機能化に向けたモデル事業」において下記のモデル事業を行う予定にしております。

モデル事業を行うに当たり、モデルとなる訪問看護ステーションを募集いたします。参加していただける場合、別紙申込用紙にご記入いただき、**7月31日(水)**までにFAXにて返信くださいますようお願い申し上げます。モデル事業に関してご不明な点、質問等ありましたら、ご遠慮なく担当までお問い合わせください。

尚、応募多数の場合は、本事業検討委員会で選考し、その結果をご報告いたします。

敬具

記

期 間：平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月まで（モデル実施は平成 25 年 10 月～12 月の 3 ヶ月間です）

内 容：1. モデル事業の実施

①多職種による相談・助言モデル事業

訪問看護ステーションに薬剤師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士等の専門職を雇用し、同行訪問や地域の訪問看護ステーションへの助言・相談を行う。

②訪問看護ステーション教育研修モデル事業

地域の訪問看護師の新任研修や現任研修の開催や訪問看護師の実習場所の提供を行う。

③訪問看護情報拠点モデル事業

地域の訪問看護ステーションの特徴や新規受け入れ可否情報を集約し、居宅介護支援事業所や医療機関等に発信する。また、地域住民や居宅介護支援事業所や医療機関等からの相談業務も行う。

※①～③の3つの事業全てを行っていただける事業所を募集します。

※9月初旬 東京にてモデル事業説明会を開催いたしますのでご出席ください。

2. アンケート調査・ヒアリング調査の協力

事業の評価のためアンケート調査とヒアリング調査を行います。

3. 報告会での報告

平成 26 年 2 月に東京にてモデル事業の報告会を開催しますので、モデル事業の報告をお願いする場合があります。

経 費：規定の通り必要経費等はお支払いします。（お問い合わせください）

以上

【照会先】

全国訪問看護事業協会 担当：宮崎・吉原・倉地

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壱丁目参番館 401

TEL 03-3351-5898 FAX 03-3351-5938

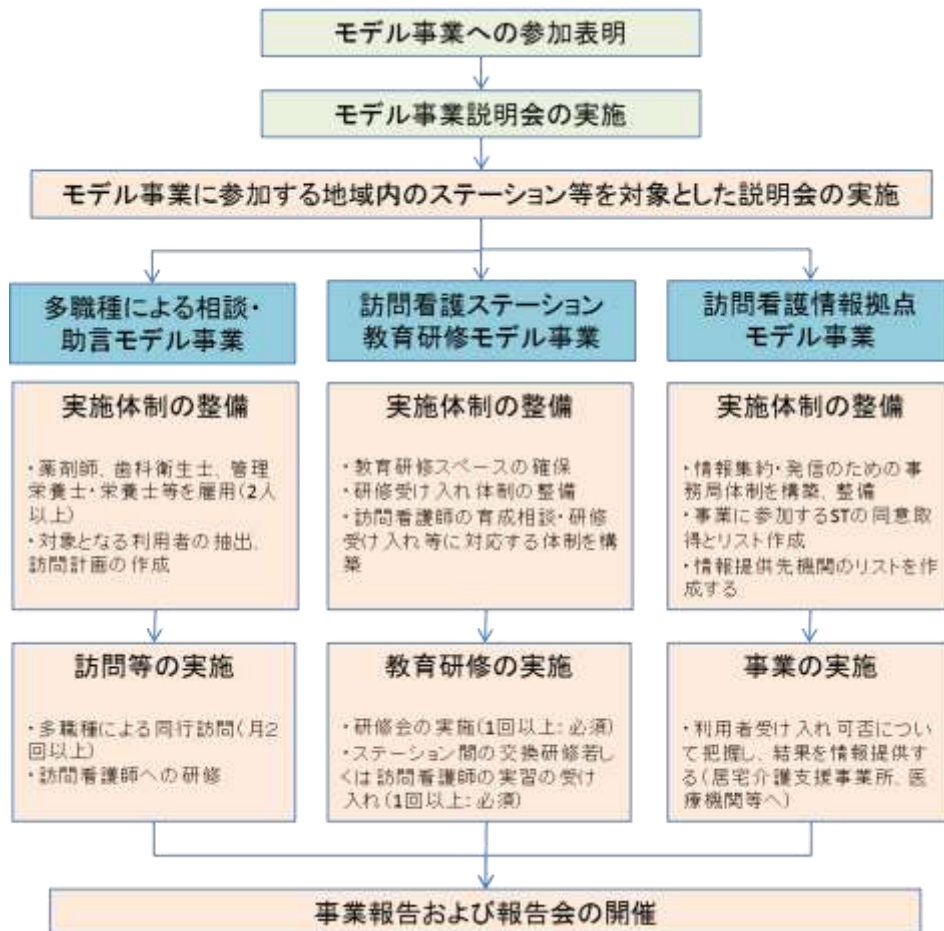
Mail:kurachi@zenhokan.or.jp

訪問看護ステーションの多機能化モデル事業 実施要領骨子

I. 目的

- ・ 訪問看護ステーションに多くの専門性を活かした機能を持たせることで、総合的な訪問看護事業を展開する。
- ・ 具体的には、多職種を活用するための「専門職による助言・相談」の機能、地域内の訪問看護師研修等を担う「教育・研修」の機能、地域の関連情報を集約・発信する「情報拠点」の機能を通じ、複合的な効果を検討する。
- ・ これらの機能を備えた、地域包括ケアの要となる事業所を構築する。
- ・ 事業の実施期間は平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月とする。
(モデル実施は平成 25 年 10 月～12 月の3ヶ月間)

II. 事業実施フロー



Ⅲ. 実施内容

0. 地域のステーション等に向けたモデル事業説明会の実施

- ・ 本モデル事業においては、地域内の訪問看護ステーションをはじめとし、居宅介護支援事業所、医療機関等の協力を得る必要があるため、事業開始前に関連事業所・機関を対象としたモデル事業説明会を開催する。

1. 多職種による相談・助言モデル事業

- ・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士等を雇用して多職種協働を実現し、利用者への効果的な訪問看護提供につなげるとともに、事業所内での職種間連携により、訪問看護師のスキル向上にもつながる。
- ・ また、地域のお他ステーション利用者に対しても、支援要請を受けて多職種で訪問を行うなど、地域内の基幹型ステーションとしての役割を果たすものとする。

★利用者に対する働きかけ

- ・ 【薬剤師の場合】在宅にて緩和治療を行っている利用者に対し、訪問看護師と薬剤師が協働して同行訪問。薬剤師による麻薬管理、服薬指導等を訪問看護と並行して行う。
- ・ 【歯科衛生士の場合】利用者に対し、訪問看護師と歯科衛生士が協働して同行訪問。利用者への口腔ケアや嚥下指導等を定期的実施する。
- ・ 【管理栄養士・栄養士の場合】糖尿病や高血圧症の栄養指導が必要な利用者、または低栄養リスクのある利用者に対し、訪問看護師と管理栄養士・栄養士が協働で訪問を行い、栄養指導等を実施する。

★職員に対する働きかけ：予測される効果

- ・ 薬剤師による訪問看護師への薬剤情報提供、共有
- ・ 管理栄養士・栄養士及び歯科衛生士による、低栄養（過栄養）、嚥下ケア、口腔ケアなどの知識の共有

1) 実施体制の整備

- ・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士等の職種について2職種以上雇用する（フルタイム勤務である必要はない）。うち1人は、前述の職種のいずれかに該当する者とする。

- ・ また、事業所内に上記の職種がすでに雇用されている場合は、新たに雇用する必要はない。ただし、同法人（併設サービス・医療機関等）に上記の職種が雇用されており、かつ一体的にアドバイス等を受けている場合についてはステーションに雇用されているとみなされないため、新たに当該職種を雇用する、もしくは所属する法人等と非常勤雇用契約を結ぶ必要がある。
- ・ 連携して訪問することが望ましい利用者についてピックアップし、訪問計画を作成する。

2) 訪問等の実施

- ・ 訪問計画を立てた利用者について、多職種協働して同行訪問等を行う。訪問については月2回以上を目安として行う。
- ・ 訪問看護師に対する研修等を実施する。

3) 全国訪問看護事業協会への報告

- ・ 専門職の雇用、訪問計画等については、事業概要計画書を作成し、協会へ報告する。
- ・ 事業終了後には、事業の効果や経緯等についてのアンケート調査を実施する。

【様式類】

- ・ 事業概要計画書
- ・ 事業概要報告書、および事後評価のための調査票類
- ・ その他

2. 訪問看護ステーション教育研修モデル事業

- ・ 当該ステーションが、地域の訪問看護研修の要となり、地域の訪問看護師に対する研修事業等を集中的に実施する体制を構築し、地域内の訪問看護師の効率的な育成に資するものとする。

1) 教育研修協力体制の整備

- ・ 新人訪問看護師等への研修を実施するためのスペースを確保し、研修実施体制を整える。
- ・ 当該事業所での研修受け入れ体制を整える。
- ・ 育成相談や研修の受け入れ等に対する窓口を設置する。3.における情報集約の際に、希望等についても合わせて調査する。

2) 教育研修の実施

- ・ 教育研修の実施内容としては、以下を必須とする。
 - 地域の訪問看護師に対する研修会等（合同カンファレンスは除く）の実施（事業期

間中に1回以上)

⇒他サービス(サ高住、複合型等)の視察等も含む

- 訪問看護ステーション間の交換研修、または訪問看護師実習の受け入れのいずれか(事業期間中に1回以上)

3) 全国訪問看護事業協会への報告

- ・ 研修予定等については、事業概要計画書を作成し、協会へ報告する。
- ・ 事業終了後には、事業の効果や経緯等についてのアンケート調査を実施する。

【様式類】

- ・ 事業概要計画書
- ・ 事業概要報告書、および事後評価のための調査票類
- ・ その他

3. 訪問看護情報拠点モデル事業

- ・ 当該ステーションの所在する地域において、情報集約のための拠点(情報収集・発信事務局)を設け、地域内の全訪問看護ステーションの新規利用希望者受け入れ可能状況を定期的に把握し、関係各所(地域の訪問看護ステーション、地域の居宅介護支援事業所、医療機関等)に情報提供する。(月2回程度)
- ・ 事業終了後には、効果検証のための調査を行う(事業に参加した事業所等へのアンケート調査を含む)

1) 実施体制の整備

- ・ 情報集約・発信拠点となる事務局体制を構築する。事務局の担当者、FAX、データ入力ができる環境(PC等)を確保する。
- ・ 地域内のステーションに事業への協力依頼および同意を取得する。
- ・ 事業に参加するステーションリストを作成する。
- ・ 事業実施地域内の、情報提供先となる機関のリストを作成し、事業の周知および参加協力依頼を行う。情報提供先の例は以下のとおり。

・ 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、医療機関(地域連携室のある病院等)、自治体、地域包括支援センター 等

- ・ 情報集約拠点における収集情報の入力・集計体制の整備、情報提供書の準備
- ・ 地域住民等からの相談を受ける体制も構築する(コールセンター的な役割)

2) 事業実施

- ・ 月に2回程度、地域内のステーションから、受け入れ可否・受け入れ希望等に関する情報を収集し、それを整理したうえで地域内のステーション、居宅介護支援事業所、医療機関等に対して発信する。
- ・ 地域住民や医療機関等からの問い合わせについては、随時対応する。

○情報集約のパターン

例1：FAXで集約する場合

- ・ 月2回、利用者受け入れ可否、および受け入れ希望等について、事業参加ステーションにFAXで調査票を送付する。
- ・ 調査票を回収する。
- ・ 調査データを速やかに入力し、情報提供書を取りまとめる。

例2：メールで集約する場合

- ・ 月2回、利用者受け入れ可否、および受け入れ希望等について、事業参加ステーションにメールを配信（調査票添付）する。
- ・ ステーションからの返信を整理し、情報提供書を取りまとめる。

○情報配信のパターン

例1：FAXで配信する場合

- ・ 情報提供先に対して、作成した情報提供書をFAXで配信する。

例2：メールマガジンで配信する場合

- ・ 情報提供先のメールアドレスに対して、月2回メールマガジンを作成して情報提供書を配信する。
- ・ その際、地域内の話題、モデル事業の実施状況（進捗状況等）も文面に掲載して配信することも考えられる。

例3：Webサイトを中心とし配信する場合

- ・ 作成した情報提供書をWebサイトに掲載する。
- ・ 周知徹底のため、例えば最初の数回については、FAXで配信するが、その後は既存のWebサイトに情報を掲載し、それを確認していただく等の工夫も可。
- ・ HPを更新したことを情報提供先にFAXで配信する。

3) 全国訪問看護事業協会への報告

- ・ 事業参加ステーション等が確定した段階で、事業概要予定書を作成し、協会へ報告する。

- ・ 事業終了後には、事業の効果や経緯等についてのアンケート調査を実施する。

【様式類】

- ・ 事業協力依頼（対ステーション）、同意書
- ・ ステーションへのFAX調査票
- ・ 情報提供書
- ・ 事業概要計画書
- ・ 事業概要報告書、および事後評価のための調査票類
- ・ その他

IV. 評価・報告

- ・ アンケート調査
 - ①参加ステーション ②モデル事業協力事業所
- ・ ヒアリング調査
 - 参加ステーション3ヶ所程度
- ・ モデル事業の決算報告書の提出
- ・ 報告会での報告

以上